

米国 TSCA SNUR における成形品規制の留意点

米国 TSCA の重要新規利用規則（SNUR: Significant New Use Rule）は、SNUR 対象の化学物質を製造・輸入または加工する予定があり、その際に、EPA が指定した「重要新規利用」を行う場合に、事前に重要新規利用届出（SNUN: Significant New Use Notice）の提出を求める制度です。

2016 年の TSCA 改正では、成形品（articles）に含まれる化学物質についても、EPA が必要に応じて第 5 条の SNUR 及び第 6 条のリスク管理規則の対象とできることが明確化されました。

そのため、TSCA では、成形品は一般に規制対象外と考えられがちですが、個別の SNUR やリスク管理規則によっては規制対象となるケースが改正前後で増えてきています。

■ 成形品免除が制限されている SNUR の例

以下の SNUR では、特定の成形品について通常の成形品免除が適用されない規定が設けられています。

- 40 CFR §721.9582 (Certain perfluoroalkyl sulfonates)
- 40 CFR §721.10536 (Long-chain perfluoroalkyl carboxylate chemical substances)

<§721.9582 の規定（抜粋）>

“Revocation of certain notification exemptions. With respect to imports of carpets, the provisions of §721.45(f) do not apply to this section. A person who imports a chemical substance identified in this section as part of a carpet is not exempt from submitting a significant new use notice. The other provision of §721.45(f), respecting processing a chemical substance as part of an article, remains applicable.”

補足) §721.45(f): SNUN が不要となる「成形品免除」を規定

このように、SNUR 対象物質が成形品の一部として米国に輸入される場合であっても、SNUR の適用対象外にならず、個別の SNUR 条文を確認して対応する必要があります。

■ 最近公表された提案 SNUR におけるリサイクル工程への着目

2026 年 4 月に公表された複合金属酸化物に関する以下の提案 SNUR (26-2) では、成形品免除に関して興味深い規定が提案されています。

- 40 CFR §721.12219 Cobalt lithium manganese nickel oxide, metals-doped (generic).
- 40 CFR §721.12220 Cobalt lithium manganese nickel oxide, metals-doped (generic).

当該提案 SNUR では、対象物質が成形品に組み込まれた後は原則として成形品免除が適用される一方で、その成形品が破砕やその他の加工（リサイクル・回収含む）により粉塵が発生し、対象物質へのばく露又は放出のおそれが生じる場合には、成形品免除は適用されないとされています。すなわち、製品として使用されている段階では成形品免除が適用される場合であっても、リサイクル工程や廃棄段階での処理方法によっては SNUR

の要求事項が関係する可能性があることが示されています。

なお、本提案 SNUR に関するコメント期間は一度延長され、現在は EPA にて最終 SNUR の検討段階となっています。「成形品免除が適用されない」とする規定について、提案通りとなるかについては、最終 SNUR にて確認が必要です。

<§721. 12219 及び §721. 12220 の規定（抜粋）>

“The article exemption applies unless/until the article has been shredded or processed such that dust is generated. Once the article containing the substance is or has been shredded or otherwise handled such that there is potential for exposure to or release of the substance, the article exemption no longer applies.”

■実務上の留意点

SNUR 対象物質を含む成形品を取り扱う際には、以下の事項を確認することが重要です。

- 該当 SNUR において、成形品免除が維持されているか
- 成形品免除が適用されない旨の記載がある場合はその詳細

SNUR への対応を検討する際、「成形品は TSCA 規制の対象外」と考えてしまいがちです。しかし、実際には個別の SNUR において成形品免除が制限される事例が存在します。SNUR 対象物質を含む製品を取り扱う際には、成形品であることのみをもって適用除外と判断せず、個別の SNUR 条文を確認することが重要です。今後も、EPA の SNUR における規制方針の動向に注意する必要があります。

参考：

40 CFR Part 721 § 721.9582 Certain perfluoroalkyl sulfonates.

<https://www.ecfr.gov/current/title-40/chapter-I/subchapter-R/part-721/subpart-E/section-721.9582>

40 CFR Part 721 § 721.10536 Long-chain perfluoroalkyl carboxylate chemical substances.

<https://www.ecfr.gov/current/title-40/chapter-I/subchapter-R/part-721/subpart-E/section-721.10536>

Federal Register | Significant New Use Rules on Certain Chemical Substances (26-2)

<https://www.federalregister.gov/documents/2026/04/24/2026-08012/significant-new-use-rules-on-certain-chemical-substances-26-2>

🔍 当社の提供サービス

米国（TSCA）新規化学物質申請：

<https://www.mitsubishichem-res.co.jp/psa/usa.html>

📄 関連資料

セミナー資料「米国 TSCA のいろは」

<https://www.mitsubishichem-res.co.jp/psa/download.html>

 お問合せ

株式会社三菱ケミカルリサーチ 製品安全評価部門

<https://www.mitsubishichem-res.co.jp/psa/contact/>

本資料は、調査時点における公開情報および信頼できる情報源に基づいて作成されたものです。記載内容の正確性・完全性・最新性には十分配慮しておりますが、情報の解釈や記載の誤り、または関連情報の見落としが含まれる可能性があります。

最終的な判断・対応につきましては、最新情報等をご確認の上、事業者自身の責任で行っていただくようお願いいたします。

当社は、本資料の内容に基づく判断・行動により生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いかねます。